

**高崎市児童相談所自動販売機設置場所の使用許可に係る公募抽選
募集要項**

1 目的

市有財産の有効活用を図りながら市民サービスと地域経済の活性化を図るため、高崎市児童相談所自動販売機設置場所の使用許可に係る公募抽選を行う。

2 概要

(1) 名称

高崎市児童相談所自動販売機設置場所の使用許可

(2) 内容

高崎市児童相談所自動販売機設置場所を利用して、自動販売機を設置しようとする業者を公募抽選によって決定するもの。

(3) 行政財産の目的外使用の許可

高崎市（以下、「当市」という。）は、(4)にて示す場所について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）を行うものとし、当選者は、使用許可に基づいて自動販売機を設置するものとする。

(4) 使用を許可する場所

財産名称	所在地	許可面積	台数
高崎市児童相談所 の一部	高崎市問屋町 四丁目4番地1	4.80 m ²	2台

※上記面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※事前に現地を確認したい場合は、(8)事務局まで問い合わせること。

(5) 使用許可期間

令和7年7月1日から令和8年3月31日まで

なお、令和8年4月1日以降は、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障なしと当市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、1年毎に3年を超えない範囲で使用許可を更新できるものとする。また、行政財産目的外使用許可申請書は更新ごとに提出し、使用許可を受けるものとする。

(6) 使用料

自動販売機により得た売上金額(消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。)に100分の15を乗じて得た額に消費税及び地方消費税を加算したもの。納付は、当市発行の納入通知書により毎月払いとする。

(7) 使用許可条件

ア 使用目的外に使用しないこと。

- イ 高崎市庁舎管理規則（昭和 38 年高崎市規則第 11 号）及び高崎市公有財産規則（昭和 39 年高崎市規則第 15 号）の規定に違反する行為をしたときは、許可を取り消すことがある。
- ウ 当市において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、許可を取り消すことがある。この場合において、取消によって生じる損失は補償しない。
- エ 使用期間が満了したとき、又は使用を中止し、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状回復し、返還すること。この場合において、原状回復に要する費用は、使用者が負担すること。
- オ 使用に伴う光熱水費は、別途使用者が負担すること。納付は、当市発行の納入通知書により毎月払いとする。
- カ 設備の設置等に伴い発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために必要な経費は、使用者が負担すること。
- キ 使用期間の満了後継続して使用許可を受けるときは、使用期間の満了日から 1 か月前までに使用許可の申請を行うこと。
- ク その他必要な事項は、協議のうえ定める。

（8）事務局

〒370-8501 群馬県高崎市高松町 35 番地 1 高崎市役所 4 階

高崎市福祉部児童相談所準備室

電話 : 027-321-1180

E-mail : pre-jiso@city.takasaki.gunma.jp

3 参加資格

参加資格を有する者は、参加申込書等の提出期日において次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。なお、参加申込書提出後において要件を満たさなくなった場合は参加を認めない。

- （1）当市内に本社又は事業所等を有し、速やかな対応が可能なこと。
- （2）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく当市の入札制限を受けていないこと。
- （3）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- （4）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- （5）高崎市暴力団排除条例（平成 24 年高崎市条例第 72 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員または同条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- （6）（5）に掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- （7）高崎市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 16 年高崎市告示第 288 号）

- の規定に基づく、指名停止期間中でないこと。
- (8) 自動販売機設置業務の実績を3年以上有していること。
- (9) 公租公課を完納していること。

4 スケジュール（予定）

内容	日程（予定）	備考
公募開始	令和7年4月21日（月）	市ホームページ掲載
抽選参加申込期間	令和7年4月28日（月） ～5月16日（金）	持参またはメール
公募抽選	令和7年5月29日（木）	@高崎市役所5階 51会議室
使用許可申請書提出	令和7年6月13日（金）まで	持参または郵送
使用許可・自動販売機設置	令和7年6月30日（月）まで	手渡しまたは郵送
販売開始	令和7年7月1日	

5 参加申込

参加を希望する者は、次のとおり手続きを行うこと。

(1) 提出書類

- ア 参加申込書
 - イ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
 - ウ 印鑑証明書
 - エ 納税証明書（未納の税額がないことの証明）
国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明
市税：市税等について滞納額がない証明
- ※イからエについては、発行日から1か月以内のもの

(2) 提出方法

- 2 (8) 事務局へ持参（平日9時～17時）または郵送すること。
郵送の場合、簡易書留等の追跡サービスがある郵送方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和7年5月16日（金）

6 抽選の日時及び場所

(1) 日時

令和7年5月29日（木） 14時00分

(2) 場所

高崎市高松町35番地1 高崎市役所5階 51会議室

7 抽選方法等

- (1) 複数の設置希望者がいる場合は、抽選を行う。
- (2) まず、抽選の順番を決めるための予備抽選を行う。
- (3) (2) で決まった番号順に、順次抽選を行う。
- (4) 当選者が出た時点で抽選は終了とする。
- (5) 代理人により抽選する場合は、委任状を提出すること。
- (6) 抽選結果は、理由の如何を問わず撤回することはできない。
- (7) 抽選を公平に執行できないなど、特別な事情があると認めるときは、抽選の執行を延期し、又は取りやめることがある。

8 無効な抽選等

- (1) 次のいずれかに該当する抽選は無効とする。
 - ア 抽選に参加する資格のない者がした抽選
 - イ 同一の抽選において同一人がした2つ以上の抽選（代理含む。）
 - ウ 委任状を提出しない代理人のした抽選
 - エ 不正行為による抽選
 - オ 職員の指示に従わない等、抽選会場の秩序を乱した者の抽選
 - カ 申込書等に虚偽の記載を行った者の抽選
 - キ その他関係条例等に違反した抽選
- (2) 失格
抽選開始時に、本人又は代理人が不在の場合は失格とする。

9 使用許可手続きについて

当選者及び当市は、高崎市公有財産規則第28条（昭和39年高崎市規則第15号）に基づき、使用許可手続きを行う。

(1) 申請手続

当選者は、次のとおり手続を行うものとする。

ア 提出書類

行政財産目的外使用許可申請書（高崎市公有財産規則様式第8号の2）

イ 提出方法

2（8）事務局へ持参（平日9時～17時）または郵送すること。

郵送の場合、簡易書留等の追跡サービスがある郵送方法で郵送すること。

ウ 提出期限

令和7年6月13日（金）まで

オ その他

指定期日までに使用申請書を提出しない場合、当該抽選は効力を失う。

(2) 許可手続

当市は、(1)の申請書が届いた後、速やかに行政財産目的外使用許可書（高崎市

公有財産規則様式第 8 号の 3)を当選者に交付するものとする。

1 0 自動販売機の設置

当選者は、自動販売機の設置について、設置機種、搬入日時、搬入方法等を当市に提案するものとし、当市と協議の上で決定するものとする。

- (1) 自動販売機設置に伴う空き容器については、使用済容器の回収ボックスを設置し、定期的に回収すること。また、空き容器が周辺に散乱しないよう使用者が責任を持って管理すること。
- (2) 可能な限り、ユニバーサルデザイン仕様の自動販売機を設置すること。
- (3) 消費電力を抑えた省エネ機やノンフロン対応機など、環境に配慮した自動販売機を設置すること。
- (4) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守し、徹底を図ること。
自動販売機設置にあたっては、据付面を確認したうえで、安全に設置すること。
- (5) アルコール類の販売は認めない。
- (6) 自動販売機の問題発生時は、使用者の責任において速やかに対処すること。

1 1 その他

- (1) 本書に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令及び高崎市財務規則の定めるところによる。
- (2) 本書は、当該募集手続き以外の目的で使用してはならない。